

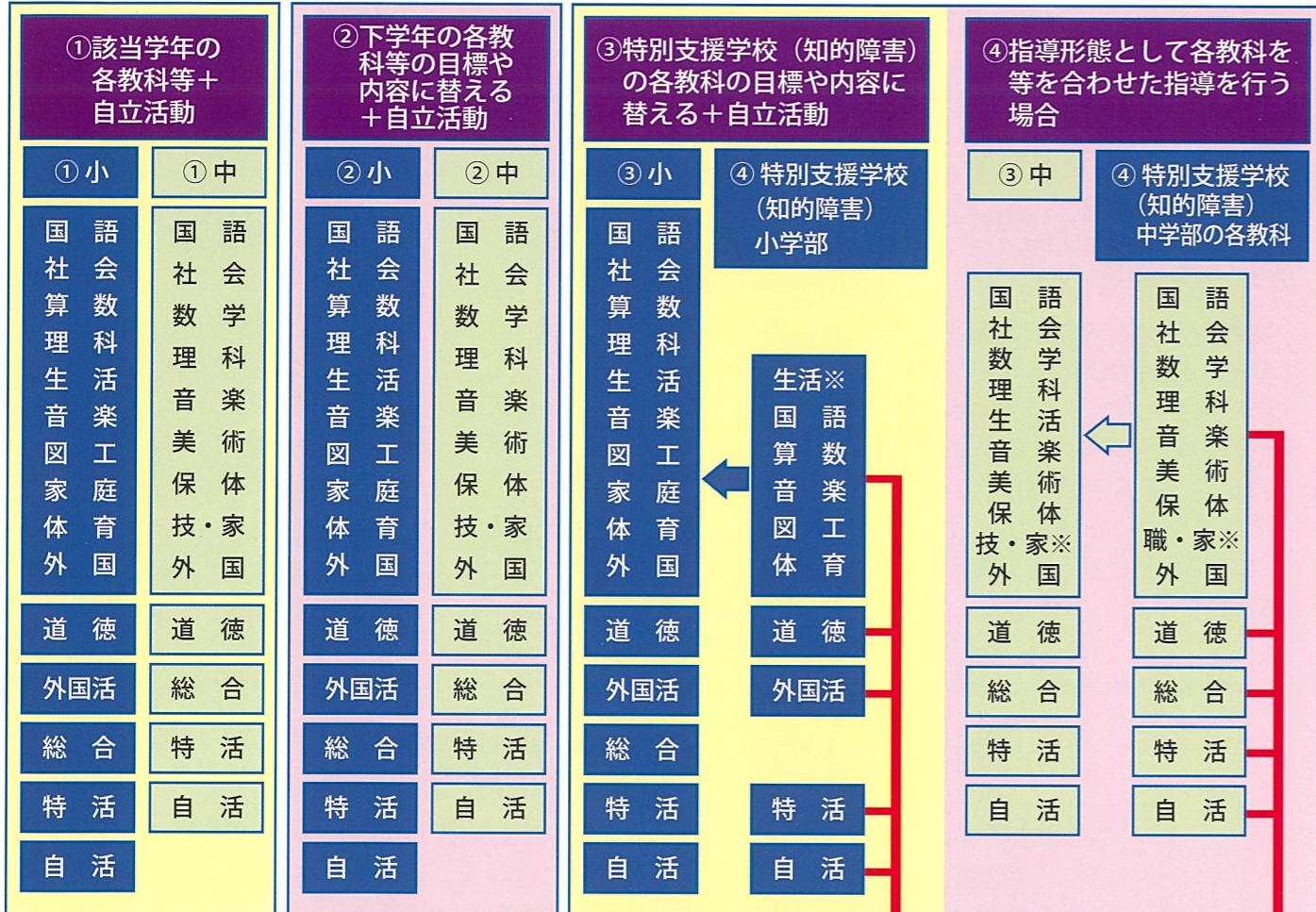
## 教育課程の構造図

### 【特別支援学級】

知的障害を有する児童生徒は、障害の状態等により、各教科の目標・内容が当該学年、下学年、又は特別支援学校(知的障害)小学部及び中学部から選定されることに留意する。

\*各教科等の目標及び内容を替える場合、一部または全部の順で検討する。

\*知的障害を有しない児童生徒は、障害の状態から特に必要がある場合、②について検討する。



生活※…特別支援学校(知的障害)の小学部の「生活」に相当する小学校の教科とは、「社会」「理科」「家庭」と考えてよい。

技術・家庭※…特別支援学校(知的障害)の中学校部の「職業・家庭」に相当する中学校の教科とは、「技術・家庭」と考えてよい。

・特別支援学校教育要領・学指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)P339参照

特別支援学級は、小学校もしくは中学校に準じた教育課程を基に、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にすることができます。



## 教育課程の編成

### 教育課程編成の手順

#### ①児童生徒の実態把握

- 各教科における習熟度の把握
- 障害による学習及び生活における困難さの把握
- コミュニケーション面、興味・関心、得意などなど総合的に把握
- 義務教育終了後の進路に関するニーズの把握など

#### ②教科や領域等で身に着けたい力の明確化

- 個別の教育支援計画における長期的目標との関連
- 保護者への「説明と同意が重要！」

#### ③指導内容、指導形態の決定

- 学年相応の学習を実施する教科は何か
- 通常の学級で学習する教科は何か
- 下学年の指導内容を適用する教科は何か
- 一人一人に応じた自立活動の指導内容、方法の決定
- 特別支援学校の教育課程を取り入れるか
- 個別の指導計画の作成と個別の教育支援計画における短期目標との関連

#### ④時間割の作成

- 各教科の指導(授業時数の配当)
- 児童生徒や学級の実態に応じ、各教科等や学習活動を考慮し、弾力的に適宜修正し、時間割を丁寧に作成します。また、その際は、交流及び共同学習を実施する学級担任との連携も重要です。

#### ⑤評価・指導要録

- 生徒の希望等によって様々な進路が想定されます。
- 進路変更に対応できるように評価、指導要録等の準備をします。

#### ⑥卒業後の進路

- 高校(様々な学校が想定されます)
- 特別支援学校・就労・その他

## 沖縄県立高校入学者選抜

### (例) 知的障害特別支援学級の生徒の場合

- 生徒の希望等によって様々な進路が想定されます。
- 進路変更に対応できるように評価・指導要録等を準備します。



- 希望校の志願前相談を受ける

### 特別支援学校



- 定期試験への参加
- 調査書の作成



### 【高校受験に向けて学校が取り組むこと】

- 適切な進路指導
  - 特別支援学級の教育課程を説明し、その中でできることを、生徒本人、保護者、担任、教科担当、管理職も含め検討、確認、共有する。
- 具体的な取組事例
  - 個別の教育支援計画・個別の指導計画に以下のことも示す
  - 適切な実態把握のもと合理的配慮(本人・保護者による相談や申請等の意思の表明)の提供(定期試験での時間延長・ルビ振り等による成果)
  - 学習指導の検討(どのように学習保障するか:特別支援学級・通常の学級での教科指導)
  - 調査書の作成に向けて障害のあるなしに関わらず公平公正な評価に向けて校内で共有
  - 評価方法の検討(客観的な指標を共有:定期試験・提出物・出席等)

## 特別支援学級に関するQ&A

Q 1 : 特別支援学級で教育課程を編成する場合、「自立活動」を取り入れることが示されていますが、「自立活動」とは、何ですか？

A 1 : 「自立活動」とは、特別支援学校の教育課程に特別に設けられた、子供の障害の状態の改善・克服を図る指導領域です。個々の子供が自立を目指し、障害による学習上や生活上の困難を主体的に改善するために必要な知識・技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標としています。一人一人の障害の状態や発達段階に応じて、教育課程に位置付けることが必要です。

Q 2 : 集団での指導を行うため、自閉症・情緒障害特別支援学級の子供が、知的障害特別支援学級の子供と合同で「生活単元学習」を行うことができますか？

A 2 : 個別の指導に偏ることなく、必要に応じて自立活動での集団指導が可能です。しかし、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する子供は知的な遅れがないですから、集団の指導を行う場合であっても「生活単元学習」を行うことはできません。

Q 3 : 特別支援学級に在籍している生徒が県立高等学校を出願する際に、調査書をどのように作成しますか？

A 3 : 県立高等学校を志願する際の様式に沿って各教科ごとに評価を記入します。各教科等を合わせた指導（生活単元学習、作業学習等）で取り扱っている教科についても、各教科ごとに評価を記入します。評価については、校長の責任のもと、公平公正な観点から、担任（担当者）だけでなく、関わる教職員全てで対応をお願いします。

Q 4 : 生徒が県立高等学校を出願する際の配慮願い書の作成について、どのような注意が必要でしょうか？

A 4 : 専門医の診断書や個別の教育支援計画等、本人の意思の表明により、日頃からどのような支援・配慮を行っているか、また、配慮措置により、生徒がどのようなかたちで成長したのかを客観的に示して下さい。そうすることで円滑に審査を行い、配慮を行うことができます。



特別支援学級に入級しても、障害の状態等の変化に応じ、教育の場を柔軟に変更することもあります。従って、必要な教育内容、評価の在り方について十分に検討をする必要があります。

〈情報提供〉

特別支援教育に関すること  
文部科学省

独立法人 国立特別支援教育総合研究所

特別支援教育に関すること  
総合教育センター



# 特別支援教育の充実を目指して ～特別支援学級担任編～

## 特別支援学級の位置づけ

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分にその効果をあげることが困難な児童生徒のために編制された学級である。

### 児童生徒の理解

特別支援学級に在籍する児童生徒は、障害の状態だけでなく、学年の幅が大きく、発達の段階や行動の特性も様々である。このような児童生徒に対して、適切に指導をするためには、児童生徒の実態を十分把握する必要がある。

### 実態把握

多角的な視点による情報の収集と整理

- ①生育歴及び健康に関する状態
- ②学力
- ③行動特性
- ④運動機能
- ⑤標準化された検査等

### 合理的配慮

- ・本人・保護者が、困っていることや合理的配慮の提供が必要であることを、学校やその設置者に伝える。(意思の表明)
- ・教育現場において、学校が先に気付いて、本人・保護者に確認をとる場合も含む。

## 児童生徒の実態に応じた教育課程

特別支援学級に在籍する児童生徒は、通常の学級の教育課程をそのまま適用することが困難なため、法令や学習指導要領等に基づき、児童生徒の状態や学校の状況を考慮して「特別の教育課程」<sup>\*1</sup>を編成することができます。

\*1 対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、下学年や特別支援学校学習指導要領を参考に編成することができます。



このリーフレットは、特別支援学級を初めて担当される教員が学級経営や学級事務等の考え方や方法について理解を深め、指導の一層の充実が図られることを目的に作成しています。